平成２７年（フ）第３５号
兵庫県小野市神明町613番地の４
債務者　足永　武彦
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１２４号
香川県高松市鶴市町321番地　クレセントコートⅡ―203
債務者　横山麻那子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２６号
香川県高松市川島東町486番地２　Ｌａｄｙ　Ｇｒｅｙ206
債務者　板倉　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７１１号
福岡市早良区賀茂１丁目18番８―106号
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７３号
福岡県春日市須玖北２丁目71番地　藤アパート５号
債務者　濱崎シヅヱ
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９３号
前住所福岡市西区周船寺202番地２
債務者　丸山　美砂（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１２号
福岡市城南区堤団地13番507号
債務者　松中　　武
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１５号
福岡市博多区那珂１丁目５番13号
債務者　高見　美紀（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８２３号
福岡市東区千早２丁目３番41号
債務者　池宮　大介
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３７号
福岡市博多区昭南町２丁目２番12号
債務者　原　　隆介
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４８号
福岡県筑紫郡那珂川町道善２丁目37番地　メゾンドポヌールＳ401号
債務者　川野　寛子（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５０号
福岡市早良区原団地31番407号
債務者　川上　敏美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６１号
福岡市博多区吉塚１丁目45番40―４号
債務者　吉里　久雄
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６３号
福岡市南区塩原１丁目14番29―301号
債務者　野田　秀夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６９号
福岡市西区横浜１丁目34番６号
債務者　松本　遥夏
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７１号
福岡市早良区田隈１丁目17番７号、住民票上の住所福岡市早良区野芥２丁目19番６―101号
債務者　緒方　　緑
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７６号
福岡市城南区片江１丁目１番26号
債務者　今村依理香
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部